

第144号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第56号右欄中「邑南町」の次に「、吉賀町」を加え、「及び知夫村」を「、知夫村及び隠岐の島町」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。